浜田市若者定住促進出会い創出事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、結婚を望む独身者の出会いの場を創出するためのイベント等を実施する団体に対し、その実施に要する費用の一部を補助することにより、独身者の結婚を促し、浜田市への定住を促進することを目的とし、その補助金の交付に関しては、市町村結婚支援強化交付金交付要綱、市町村結婚支援強化交付金実施要綱、浜田市補助金等交付規則（平成 17 年浜田市規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所等を有する民間事業者又は民間事業者と本市を含む複数市町村により構成される実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　団体としての意思決定により事業を実施し、確実な経理処理ができること。

⑵　規約等により活動目的を明文化していること。

⑶　反社会的勢力又は反社会的勢力の統制下にある団体ではないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。なお、事業実施に当たっては、市町村結婚支援強化交付金実施要綱第３条第１項に定めるもの（1 市町村結婚支援事業を除く。）とする。

⑴　独身者の出会いの場を創出するためのイベントを行う事業

⑵　独身者を対象とした身だしなみ又はコミュニケーション能力の向上等を図ることを目的としたセミナーを行う事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

⑴　当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている事業

⑵　政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業

⑶　営利を目的とする事業

⑷　その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表１に定めるものとする。

（補助金額等）

第５条　補助要件及び補助金の額は、別表２のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。ただし、1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

⑴　イベント実施計画書

⑵　事業収支予算書

⑶　実行委員会等が申請する場合は、事業目的、構成、事業内容等が明確に記載してある規約等

⑷　その他市長が必要と認める書類

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 23 年 11 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

対象経費		内容（例示）
報償費		司会料、講習会等の講師に対する謝礼等
旅費		打合せに係る旅費、司会者・講師等に係る旅費等
需要費	消耗品費	文具類、材料費等
	印刷製本費	チラシ等印刷代
役務費	通信運搬費	郵券料等
	広告料	新聞・SNS等による広告料
	保険料	損害保険の保険料等
使用料及び賃借料		会場、自動車等の借上料等

備考　次に掲げる経費は、補助対象経費から除く

１　別途国、県その他の団体による助成の対象となる経費

２　イベント等の参加者の交通費、宿泊費及び飲食費

３　イベント等の参加者への賞品、土産物等に要する経費

別表２（第４条関係）

補助要件	補助金の額
⑴ 参加者の年齢が 18 歳以上（高校生を除く。）であること。 ⑵ 参加者を公募により募集すること。	補助対象経費の額。ただし、上限額は次のとおりとする。 ⑴ 民間事業者が単独で実施する場合は、1 事業につき、10 万円。 ⑵ 実行委員会等が実施する場合は、1 事業につき、20 万円。